

税理士会による無料相談をご利用ください

確定申告相談

日時

3月3日(月)～5日(水)
午前10時～正午、午後1時～5時
(受け付けは午後4時まで)

会場

東京税理士会日本橋支部事務局
(日本橋人形町3-11-10ホック人形町ビル2階)

主催

東京税理士会日本橋支部

◎必要書類を持参の上、直接会場にお越しください。
◎土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合を除きます。



税金の相談

「税理士記念日」の行事として税金の無料相談を別表のとおり行います。税金についてお悩みの方、確定申告の仕方が分からない方など、ご利用ください。

実施日

2月21日(金)

申当日、直接会場へ。

問東京税理士会日本橋支部

☎(3662)3979

東京税理士会京橋支部

☎(3553)1788

別表

時間	会場	主催
午前10時～午後4時	東京税理士会日本橋支部事務局 (日本橋人形町3-11-10) (ホック人形町ビル2階)	東京税理士会 日本橋支部
	八重洲地下街メインアベニュー (八重洲2-1)	東京税理士会 京橋支部
午前11時～午後4時45分	松屋銀座8階特設会場 (銀座3-6-1)	
午前10時15分～午後4時15分	銀座三越9階銀座テラス (銀座4-6-16)	

「にせ税理士」および

「にせ税理士法人」にご注意ください

税理士資格のない人が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門的知識が欠けていることなどから依頼者が不測の損害を被る恐れもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

問東京税理士会
☎(3356)4476

詳しくは東京税理士会HPへ



▲税理士バッジ

住所変更の届け出を忘れずに

区内へ引っ越してきた方

引っ越した日から14日以内に、前住所地で転出の手続きをした上で、窓口で転入の届け出をしてください。



区内での引っ越しなど

区内での引っ越し、世帯主の変更などがあつたときも、窓口で届け出をしてください。

区外へ引っ越す方

引っ越す予定の方や引っ越した方は転出の届け出をしてください。窓口だけでなく、郵送やマイナポータル(引っ越しワンストップサービス)でも手続きが行えます。



詳しくはマイナポータルHPへ

本人確認書類の提示

虚偽の届け出や不正な請求を防止するため、本人確認書類としてマイナンバーカードやパスポートなどの提示をお願いしています。

◎代理人の場合は委任状の他、委任者および代理人の本人確認書類が必要です。

問区民生活課住民記録係

☎(3546)5320

日本橋特別出張所区民係

☎(3666)4253

月島特別出張所区民係

☎(3531)1153

晴海特別出張所区民係

☎(3520)8096

京橋プラザ駐車場の定期利用者募集

現行の定期利用期間が6月30日で終了するため、7月からの新規利用者を募集します。申し込み多数の場合は、公開抽選を行います。

住所・台数

銀座1-25-3

機械式86台

申し込み資格

京橋地域の区民および事業所

使用料

月額40,000円

申2月18日～3月7日に区役所5階交通課交通施設係窓口で申込書(HPでダウンロード)を提出(郵送不可)。

問交通課交通施設係

☎(3546)5443

詳しくは区HPへ

